## 公共事業のために土地を売り渡した場合の税金や年金

## 1 公共事業のために土地を売り渡した場合の税金について



税金の種類	取扱い	相談窓口
	【事業用地提供者の場合】	課税の特例について
	<5,000 万円の特別控除>	は、租税特別措置法
	土地の買収代金などのように、資産の対価として交	の適用条件が個々に
	付される補償金については、最初に資産の買取りの申	異なりますので、詳
	し出をした日から6ヶ月以内に資産をお譲りいただい	細については、所轄
	た場合など一定の要件を満たしている場合には、一人	の税務署にご相談く
譲渡所得の特例	当たり譲渡所得の金額から最高 5,000 万円の控除を受	ださい。
(※事業用地提	けることができます。	
供者の方は、右	ただし、この特例を受けることができるのは同一事	
記の特例のうち	業につき1回限りです。	
どちらか一方を	<代替資産を取得した場合の課税の特例>	
選んで受けるこ	土地代金や補償金等で代替の土地や建物等を取得し	
とができます。)	た場合には、代替の土地や建物等の取得にあてられた	
	金額については譲渡がなかったものとみなされます。	
	【代替地提供者の場合】	
	<1,500 万円の特別控除>	
	土地を公共事業用地の代替地として提供した場合、	
	代替地提供者の方は、譲渡所得の金額から最高 1,500	
	万円(事業用地価額が上限)の控除を受けることがで	
	きます。	
	代替地を取得する場合や建物補償を受けて新築等し	所轄の各地方振興局
不動産取得税	た場合には、原則として課税されますが、申告するこ	県税部
	とによって不動産取得税が軽減されます。	
	<贈与税>	<贈与税>
	売り渡した土地が生前一括贈与の受贈農地となって	各所轄税務署
	いる場合には、贈与税の納税猶予額の一部(買収面積	
生前一括贈与の	に対応する部分)を納付しなければなりません。	
受贈農地につい	ただし、利子税の金額については、一定期限内に届	
て	け出をすることにより、2分の1に軽減されます。	
	<不動産取得税>	<不動産取得税>
	農地の生前一括贈与により徴収猶予を受けている場	所轄の各地方振興局

	合には、買収地に係る不動産取得税の徴収猶予が打ち	県税部
	切りとなり、不動産取得税を納付しなければなりませ	
	$\lambda_{\circ}$	
	ただし、不動産取得税の徴収猶予の期限の確定によ	
	り納付すべき延滞金については、一定期限内に届け出	
	をすることにより2分の1に軽減されます。	
	国民健康保険料(税)は、前年の所得を基礎として	各市町村税務担当課
国民健康保険料	算出されますが、公共事業に土地等を譲り渡した場合	
(税)	については、譲渡所得の控除が適用となります。	
	配偶者及び被扶養者の方が土地を譲渡した場合は、	各所轄税務署
所得税、住民税	その所得が一定の金額を超えるとその年分の配偶者特	各市町村税務担当課
の扶養控除	別控除または扶養控除が受けられなくなることがあり	
	ます。	

## 2 土地代金や補償金を受け取った場合の年金について



年金の種類	取扱い	相談窓口
	農業者年金については、所得による制限ではなく、	各市町村農業委員会
	農地面積によって制限されます。受給者が公共事業の	
農業者年金	ために農地を譲渡する場合で、代替地として農地を提	
	供した場合または代替農地を取得する場合の農業者年	
	金の取扱いは、農業委員会にお問い合わせください。	
	老齢福祉年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、特別	各市町村担当課
	障害者手当等の受給者がいる世帯のどなたかが土地を	各所轄社会保険事務所
福祉年金等	譲渡した場合は、その所得が支給制限の限度額を超え	
	ると翌年の8月から1年間支給が制限される場合があ	
	ります。	

※<u>税金や年金については、個人により内容が異なりますので、詳しくは最寄りの相談窓口へご相談下さい。</u>